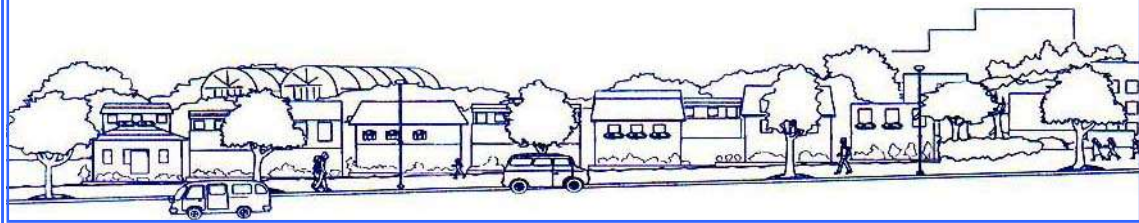


江戸川沿川 篠崎公園地区



NO.83

2019 / 4 / 19



江戸川区土木部

区画整理課

新年度のご挨拶

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

昨年度は、より良いまちづくりの実現に向けて、関係機関等との協議、検討に時間を要しスケジュールの見直しをさせて頂きました。

今年の秋に予定している換地設計案の供覧に向けて、鋭意進めております。

一日でも早く安全で安心した生活環境を皆さまに提供できるように、職員一同尽力してまいります。今後とも、宜しくお願い致します。

土木部長 立原 直正

<新任課長の挨拶>

この度、柿澤の後任として着任しました^{たかはし ひろゆき}高橋 博幸と申します。どうぞ宜しくお願い致します。

これまでいただいた皆さまからのご意見を真摯に受け止め、皆さまと共に災害に強く暮らしやすいまちづくりを目指し、職員一同、取り組んでまいりますのでどうぞ宜しくお願い致します。



<前任柿澤課長の挨拶>

この度、都市開発部まちづくり推進課へ異動となりました。これまで上篠崎地区の皆さまには様々な、ご支援やご協力を頂き大変感謝しております。一日も早く皆さまの生活再建ができるように、職員一同努めてまいります。これからも引き続き皆さまのご支援を賜りますよう宜しくお願い致します。

篠崎公園地区を担当する職員を紹介します

<まちづくり事務所の新体制について>

まちづくり事務所の職員は4名の異動となりました。

宜しくお願い致します。

～転入した職員～

計画換地係：安室^{やすむろ}

移転造成係：篠崎、藤田、小池

計画換地係

上段：安室、山田、中川

下段：西村、田村係長、関



移転造成係

上段：中里、山野、武井、御代川、宮村

下段：篠崎、小池、村上係長、秋濱主査、藤田



<異動した職員よりご挨拶>

これまで、皆さまにはご理解・ご協力をいただきましてありがとうございました。

今後とも、まちづくり事務所のメンバーを宜しくお願い申し上げます。

～異動した職員～

計画換地係：村山

移転造成係：曾根原・矢口・福田

第3回まちづくり懇談会を開催しました

平成31年3月27日（水）に、篠崎地区まちづくり事務所で第3回まちづくり懇談会を開催しました。平日夜のお忙しい時間帯にもかかわらず16名の権利者の皆さまにご参加していただきました。ありがとうございました。

懇談会で説明した主な内容と皆さまからいただいたご意見を報告いたします。



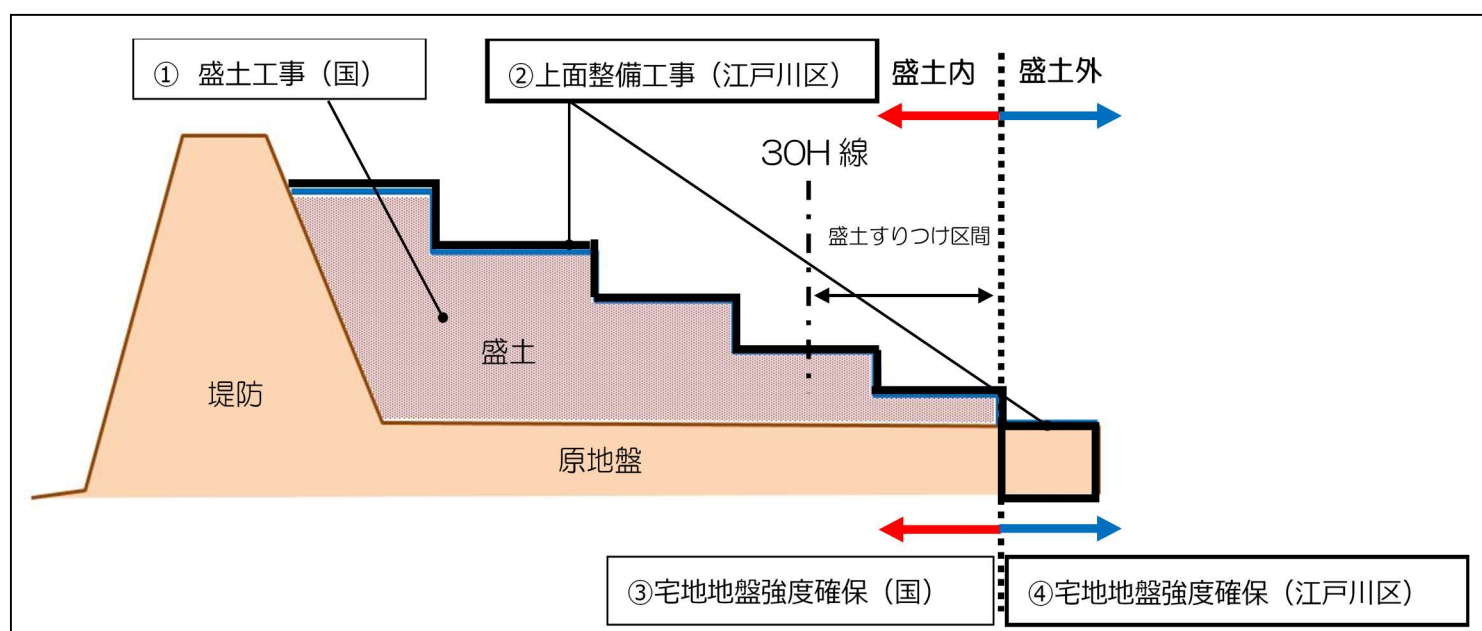
宅地の引き渡し基準が定まりました

事業（施行）主体について

移転される皆さまが、これまで暮らしてきた家と同様の家が建てられる宅地を引き渡せるように、国土交通省江戸川河川事務所と江戸川区が協議を重ね、「高規格堤防整備事業及び同事業と連携した土地区画整理事業における宅地の引渡しと住宅建築について【篠崎公園地区】」という、宅地の引渡し基準を記載した冊子を作成しました。

役割分担について

- | | | |
|-----------------|---|---------------|
| ○高規格堤防整備事業（盛土） | ➡ | 国土交通省江戸川河川事務所 |
| ○土地区画整理事業（上面整備） | ➡ | 江戸川区 |



宅地の引き渡し基準について

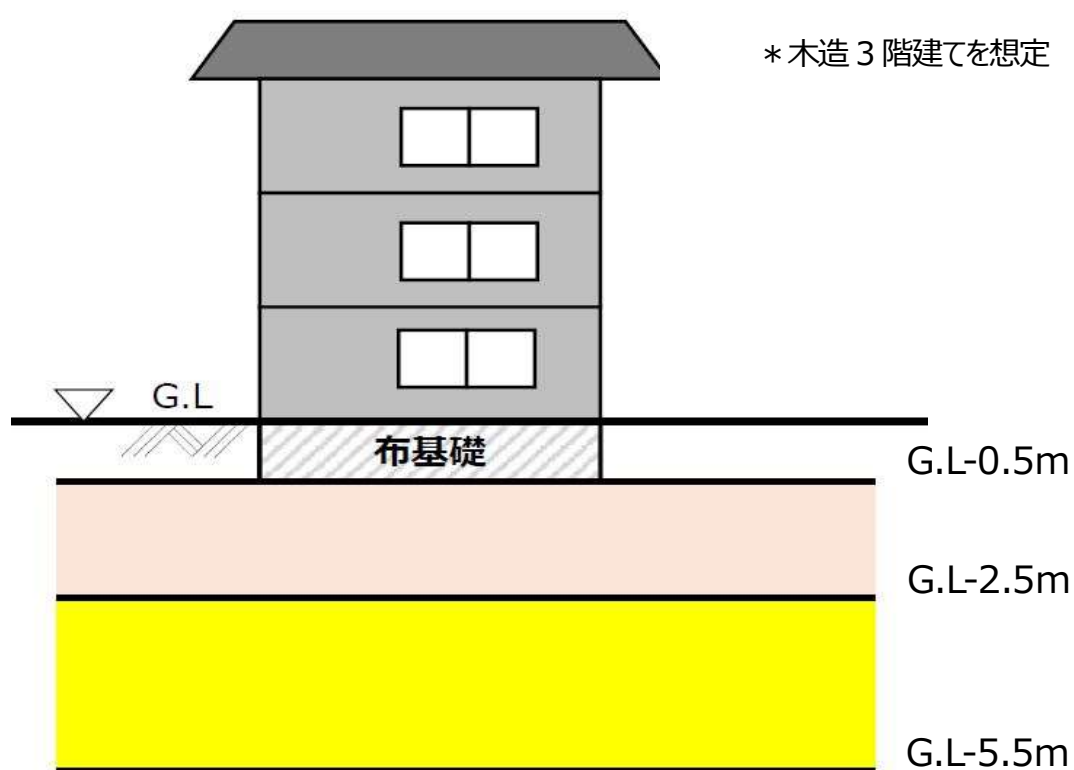
宅地の引き渡し基準の冊子は全国で統一されている建築基準法施行令等で定められた基準に基づいて作成しており、皆さまがこれまで暮らしてきた家と同様の家が建てられることを目指したものとなっております。

根拠施行令及び告示

宅地地盤の強度について ⇒ 建築基準法施行令第 38 条及び建設省告示第 1347 号

長期許容応力度を定める方法 ⇒ 建築基準法施行令第 93 条及び国土交通省告示第 1113 号

宅地地盤の調査内容と求める性能のイメージ図



- ① 地表から 2.5 m までの範囲で家の重さを支える力（長期許容応力度）が木造 3 階建て布基礎を想定して 30 kN/m^2 を目指します。
- ② 地表から 2.5 m までの範囲で 100 kg の重りを置いた時に自然に沈んでいかないこと。地表から 2.5 m を超えて 5.5 m までの範囲で 50 kg の重りを置いた時に自然に沈んでいかないことなどを確認します。

①, ②を確認することで



権利者の皆さまに引き渡すための宅地地盤性能が確保されていると判断します。
すなわち、皆さまがこれまで暮らしてきた家と同様の家が建てられる地盤を引渡すことができたと判断します。

懇談会でいただいたご質問を紹介します

Q1.過去にこの地区では水が出た、堤防が切れた等というデータを把握しているのか。

A1.（国）過去の出水の記録は確認しています。この地区はそのような記録は残っていません。

Q2.堤防としての解析と宅地としての解析とあるが、宅地としての地耐力の確認はどの範囲ですることになるのか。

A2.（国）家を建てる地盤面から深さ 5.5mまでの範囲において宅地の地耐力調査をスウェーデン式サウンディング試験等で行います。

Q3.飛び換地先の宅地地盤の強度を確保するのは、江戸川区がやるということか。

A3.はい。江戸川区で行います。高規格堤防事業とそれに係る盛土工事においては、国土交通省が事業者となっておりますので、盛土を実施する宅地地盤については、国土交通省が宅地地盤性能を確保するように造成します。



＜お問い合わせ先＞

※電話：平日8：30 ～ 17：00

電話：計画換地係（5664-2619）移転造成係（5664-2616）FAX 嗣（5243-3711）

住所：〒133-0053 江戸川区北篠崎 2-26-7 篠崎地区まちづくり事務所